

浜松市浜北区地域防災無線運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市浜北区地域防災無線管理規程第27条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(目的外使用の禁止)

第2条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、電波法(昭和25年法律第131号)で定められた目的外通信はこの限りでない。

(免許状記載事項の遵守)

第3条 固定した無線局は、免許状に記載された市内及びその周辺以外に移動して運用してはならない。

2 移動する無線局は、免許状に記載された移動範囲を越えて移動してはならない。

(無線局の開局及び運用)

第4条 無線局は、原則として非常時又は訓練時において開局し、運用するものとする。ただし、基地局、陸上移動中継局及び浜北区内の市の機関又は無線管理者が特に運用を認めた機関に配備した陸上移動局については、平常時においても開局し、運用するものとする。

2 無線局が相手呼び出そうとするときは、電波を発射する前に受信機を最良の状態に保たなくてはならない。

(呼出方法)

第5条 特定の無線局を呼び出す方法は、相手方の呼出番号を操作部分のテンキーにより入力し、呼び出すものとする。

2 不特定の無線局を一斉に呼び出す方法は、各グループ番号を操作部分のテンキーにより入力し、呼び出すものとする。

(呼出しの反覆)

第6条 前条の呼出しを行っても相手の局の応答がないときは、なるべく2分間以上の間隔をおいて呼出しを行うものとする。この場合において、2回反覆しても応答がないときには、15分(緊急時については、この限りでない。)以上経過した後でなければ再び呼出しを行ってはならない。

(応答方法)

第7条 無線局は、自局に対する呼出しを受けたときは、直ちに応答しなければならない。

2 一般的な応答方法は次のとおりとする。

- (1) 相手局の呼出し番号 2回以下
- (2) こちらは 1回

(3) 自局の呼出番号 1回

(4) どうぞ 1回

(通報の送信方法)

第8条 呼出しを行い、応答があり、応答事項について「どうぞ」の送信があったときは、直ちに通報の送信を行う。

2 通報の送信方法は次のとおりとする。

(1) 相手局の呼出し番号 2回以下

(2) こちらは 1回

(3) 自局の呼出し番号 1回

(4) 通報

(5) どうぞ 1回

(送受信の終了)

第9条 送信の終了は、前条第2項第4号の後「以上です。」を送信し、受信の終了は、送信の終了後「了解」を送信する。

(非常通信)

第10条 災害の発生等非常時において、基地局に対して緊急連絡が必要なときは、操作部分の緊急ボタンを使って行うものとする。

(訓練通信)

第11条 訓練時において、通報を送信しようとするときは、「訓練」を前置きして行うものとする。

(非常時の通信統制)

第12条 無線管理者は、非常時において災害対策本部区本部が設置されたとき、又はそれに準じた体制をとったときは、当該区本部等において通信統制を行うものとする。

(非常時の通信体制)

第13条 非常時における通信体制は、次の各号に定めるところによる。

(1) 無線管理者は区本部長の指示に基づき、通信担当者に無線機を動作させるとともに待機させる。

(2) 無線管理者は、災害対策本部区本部又はそれに準じた体制をとったときは、基地局に通信担当者を、陸上移動局に通信者を配置する。

(3) 基地局及び陸上移動中継局の非常電源は、自家発電設備及びバッテリーによるものとし、陸上移動局は、備付けの自家発電機設備及びバッテリーによるものとする。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。